

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書
 （法第72条の2第1項^{第1号}第3号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額	③	円
比較雇用者給与等支給額	②		(①-②) (マイナスの場合は0)		
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数	比較雇用者給与等支給額		
④	⑤	④の前事業年度又は前連結事業年度の月数	⑤×⑥	⑦	
・	円			円	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
国内設備投資額又は国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額の95%相当額	⑭	円
当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額	⑬		⑬× $\frac{95}{100}$	⑮	

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計	⑰		控除対象額	⑲	
派遣先から支払を受ける金額の合計	⑱		⑳×⑮/(⑰+⑱)	⑳	
非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳/㉕	㉑	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉓	人
①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉒/㉕	㉒		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉔	
控除対象額	㉔		⑳×㉑/①、㉒×㉑/①又は㉒×㉑/①	㉕	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額	㉖	円	雇用安定控除調整率	㉘	円
別表5の2④			(㉖-㉗)/㉖	㉙	
雇用安定控除額	㉗		付加価値額からの控除額	㉙	円
別表5の2⑨			③×㉘、⑱×㉘又は㉔×㉘	㉚	

5 「⑯又は⑰×75%」のうち小さい額⑱」及び「控除対象額⑲」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳／㉕ ㉖」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉓の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉔／㉕ ㉖」	<p>(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉔の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
8 「控除対象額㉗」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第2項に掲げる事業（以下「非課税事業等」といいます。）、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉙の欄の金額に㉗の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉚の欄の金額に㉗の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉙の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉚の欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
9 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉛」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉜」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉝」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉛の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉜の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉝の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p> <p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合	
10「付加価値額からの控除額㉑」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉒の欄の金額に、㉑を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉓の欄の金額に、㉑を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ㉔の欄の金額に、㉑を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	

令和4年4月1日以後に終了する事業年度の申告においては、こちらの記載の手引を御確認ください

第6号様式別表5の6の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和3年旧法」といいます。）附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限り、）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（24））に記載した4から10まで及び25から28までの各欄（連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（21））に記載した4から10まで及び25から28までの各欄）に記載したところに準じて記載します。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑮」から「付加価値額からの控除額⑲」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

※事業の区分に応じ、法第72条の2第1項「第1号」または法第72条の2第1項「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「比較雇用者給与等支給額②」	⑦の欄の金額を記載します。	令和3年旧法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除は、①の欄の金額が②の欄の金額を超えることが必要です。
2 「前事業年度又は前連結事業年度④」	<p>前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「令和3年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上位に外書として記載します。</p> <p>(2) 「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{④の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ⑥」の欄 欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「(⑤+⑤の外書)」として計算します。</p>	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
3 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付します。	
4 「⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額⑱」及び「控除対象額⑲」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
5 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳／㉑ ㉒」	(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉑の欄の従業者数を㉒の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	(2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
6 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉓／㉔ ㉕」	(1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に㉔の欄の従業者数を㉕の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	(2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
7 「控除対象額㉖」	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第2項に掲げる事業(以下「非課税事業等」といいます。)、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉖の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉖の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑲の欄の金額に㉖の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉖の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉗」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉘」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉙」	次に掲げる場合に該当する場合には、㉗の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下「所得等課税事業等」といいます。)を行う法人が事業年度の途中において非課税事業等を開始した場合 (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の途中において所得等課税事業等を開始した場合 (3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の途中において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
9 「付加価値額からの控除額⑳」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉑の欄の金額に、㉒を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉓の欄の金額に、㉒を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) その他の法人 ㉔の欄の金額に、㉒を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	